

商標権

商標ってどんなもの？（その1）

「香港の企業が中国で『紀州』を商標登録出願」「大分県、『おんせん県おおいた』でやっと商標登録」近年は商標に関する話題がテレビや新聞で報じられることも多くなってきました。今回から商標について説明していきます。

●商標＝標章×商品・サービス

「商標」という言葉から何をイメージするでしょうか。ブランドの名前や企業のロゴマークを想像する人が多いのではないかと思います。このイメージは概ね正しく、しかし不十分なものです。

商標法では文字や図形などを標章といい、商品やサービスに使用する標章を商標といいます。ブランドの名前や企業のロゴマークは、それを特定の商品やサービスに使用したとき初めて商標となります。

なぜ標章と商品・サービスの組み合わせで考えるのでしょうか。商標には自分の商品やサービスを他人の商品やサービスと区別するという機能があります。自分の商品やサービスを他人の商品やサービスと区別したい。だから自分を表す標章を付けるのです。

商標を考えるときには名前やマークだけでなく、それをどのような商品やサービスに使うのかを考えることが大切になります。

●東京大学の商標

東京大学でも大学名の「東京大学」やシンボルマークの「銀杏マーク」を商標登録しています。これらはどのような商品やサービスに使われるでしょうか。実際には様々な商品やサービスに使用することを想定して商標登録を行っていますが、東京大学の主な業務は教育と研究です。したがって、例えば講義で用いるスライド資料に「東京大学」や「銀杏マーク」を付けると、商標を使用したとなるでしょう。

東京大学



商標登録第 4845999 号

商標登録第 4868078 号

商標登録第 4871651 号

商標登録第 5765886 号

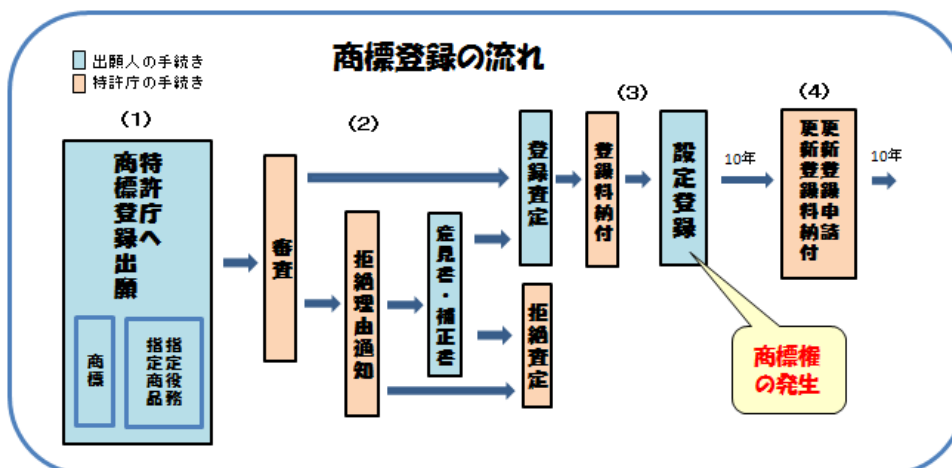
(マークの商標はモノクロで登録)

商標ってどんなもの？（その2）

その1で、「商標」は、“事業者が、他人の商品やサービスと区別するために使用するマーク”であり、マークそのものだけでなく、それをどのような商品やサービスに使うのかを考えることも大切になる、ということを説明しました。

そのような「商標」は、特許庁に出願し、審査を経て登録が認められ、初めて「商標権」という権利が発生します。今回は、どのようにして「商標権」が発生するのかについて、簡単に説明したいと思います。以下の番号は下記図の番号に対応しています。

- (1) まず、特許庁に商標登録出願を行います。出願においては、登録を受けたい「商標」と、それを使用する商品／サービスを指定します。（商標法では、サービスのことは「役務」と言い、指定した商品のことは「指定商品」、指定した役務のことは「指定役務」と言います。）実際には、指定商品・指定役務は「区分」と呼ばれる45の分類で指定します。例えば、「東京大学」が「教育」に使うための商標を出願する場合は、第41類（技芸・スポーツ又は知識の教授、電子出版物の提供、図書および記録の供覧、学術的資料の展示、…）を指定します。
- (2) その後、出願された商標が登録できるかが審査されます。審査においては、商標同士が類似するか否か、商品／役務同士が類似するか否か等が判断されます。類似する場合は、他人の商標と混同すると認定され、登録できない理由を記した拒絶理由通知書が出願人に発送されます。それに対し、出願人が意見書・補正書を提出し、拒絶の理由がなくなれば登録査定となり、なくならなければ拒絶査定となります。
- (3) 登録査定となり、登録料が支払われると、商標権が発生します。商標権が発生すると、登録された商標を、独占排他的に、指定商品や指定役務に使用できるようになります。
- (4) 商標権の存続期間は10年ですが、それ以上使用する場合は、更新登録の申請をおこないます（何度でも更新可）。



商標ってどんなもの？（その3）

今回は、商品やサービスに「新しい名前」をつけたい場合にどうすればよいのか？について、説明したいと思います。

その2で説明した通り、「商標権」は、特許庁での審査を経て登録された登録商標を、独占排他的に、指定商品や指定役務に使用することができる権利です。つまり、他者の登録商標があるにもかかわらず、知らないで又は無断でその商標を使用すると、商標権を侵害することになってしまうため注意が必要です。

下記の図は、商標権の効力を示しています。商標権の効力は、登録商標と同一の商標を同一の指定商品・指定役務に独占排他的に使用し、他者が無断で使用した場合にそれを排除することができる権利（専用権）と、同一若しくは類似の商標を類似の指定商品・指定役務に、又は類似の商標を同一若しくは類似の指定商品・指定役務に他者が無断で使用した場合にその使用を排除することができる権利（禁止権）とがあり、「新しい名前」は、この商標権の効力の範囲では無断で使用することができません。

そこで、「新しい名前」を付けて商品やサービスの提供をする場合は、他者の商標権がないかを調査する必要があります。その際は、「新しい名前」と、同じ商標、同じ指定商品・指定役務の他者の登録商標があるかを調べるだけでは不十分で、類似の商標、類似の商品・役務についても調べることが必要になります。商標の調査は、特許庁（工業所有権情報・研修館）が無料で提供しているデータベース（J-PlatPat）で行うことができます。

なお、「新しい名前」が他者の商標権を侵害していないことを確かめるために、特許庁に商標出願を行うという方法があります。登録商標となった「新しい名前」は、他者の商標と類似か否かの審査を経て登録されるため、他者の登録商標と類似していないことへの証になります。つまり、登録商標を取得することは、独占排他権を得る以外に、その商標を安心して使用することができるようになる、というメリットもあります。

商標権の効力 = 専用権 + 禁止権				
		指定商品又は役務		
		同一	類似	非類似
商標	同一	専用権	禁止権	商標権の効力なし
	類似	禁止権	禁止権	商標権の効力なし
	非類似	商標権の効力なし	商標権の効力なし	商標権の効力なし

商標ってどんなもの？（その4）

今回は、日本で登録される商標の種類と、東京大学の商標の一部をご紹介します。東京大学の商標としては、**大学商標**（大学法人等を示す商標）と**部局商標**（部局もしくはその内部組織を示す商標、または部局もしくはその内部組織がその業務に関して継続して使用する商標）があります。そのほかに、**成果商標**（研究成果について東京大学の業務に関連して教職員等が使用を希望する商標であり、個人の責任と費用負担のもと出願できる商標）もあります。

なお、大学商標の使用には、大学の信用を維持するために本部広報室の許可が必要です。

●**文字商標**：文字からなる商標。例えば、

東京大学

商標登録第 4845999 号

商標登録第 4868078 号

（大学商標）

UTokyo

商標登録第 5623725 号

商標登録第 5764051 号

（大学商標）

●**図形商標**：写実的なものから図案化したもの、幾何学的模様等の図形から構成される商標。例えば、



商標登録第 4871651 号

商標登録第 5765886 号

<登録商標：モトーン>

（大学商標）



商標登録第 5100158 号

<登録商標：モトーン>

（理学系研究科 部局商標）

●**記号商標**：のれん記号・仮名記号・文字を輪郭で囲んだもの、文字を図案化して組み合わせた記号など。例えば、



商標登録第 5609843 号

<登録商標：モトーン>

（総合研究博物館 部局商標）

●**結合商標**：文字、図形、記号、色の2つ以上を組み合わせた商標。例えば、



商標登録第 5273672 号

（医学部付属病院 部局商標）



商標登録第 5359380 号

（工学系研究科 部局商標）

●**立体商標**：キャラクターの立体看板・文字やマーク付きの容器（容器自体を特殊な形状にしたもの）など。

また、今年（2015年）4月1日からは、日本で登録される商標の種類として、**動き商標**、**ホログラム商標**、**色彩のみからなる商標**、**音商標**、**位置商標**が追加になりました。